

2025年日本国際博覧会における  
会場衛生基本計画

令和5年6月

(公社) 2025年日本国際博覧会協会

## 目次

### 用語の定義

1. 目的	1
2. 環境衛生対策	1
3. 食品衛生対策	2
4. 感染症対策	3

用語の定義

用語	定義
協会	「令和 7 年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」により 2019 年 5 月 31 日に経済産業大臣から博覧会の準備及び運営に関する業務を行う法人として指定を受け、2019 年 10 月 21 日に公益社団法人として認定を受けた 2025 年日本国際博覧会協会
大阪・関西万博	日本国大阪において 2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日まで開催される 2025 年日本国際博覧会
会場	協会が博覧会の運営に係る会場として使用するすべての区域
公式参加者	日本国政府による博覧会への公式参加招請を受諾した外国政府及び国際機関
非公式参加者	博覧会政府代表により公式参加者の陳列区域外で参加することが認められた者
一般営業参加者	一般規則第 35 条に言及され、博覧会会場内で商業活動を実施する権利を開催者から付与されている者
その他博覧会に参画する事業者	公式参加者、非公式参加者及び一般営業参加者を除く、未来社会ショーケース事業参加者・TEAM EXPO2025 参加者・催事参加者・テーマ事業など協会が主催する事業に協賛等で参画する参加者等
参加者	公式参加者、非公式参加者、一般営業参加者及びその他博覧会に参画する事業者
行政機関	大阪府市や国等の行政機関
関係機関	行政機関及び関係する団体
関係従事者	大阪・関西万博の運営に携わるすべての人
建物及び施設管理者	建築物の維持管理について権原を有する者及び興行場等の施設を管理する者
食品等事業者	協会及び参加者のうち、来場者や職員に対して、食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃの販売その他の事業活動を行う者。協会及び参加者が食品等事業を委託する場合は当該受託事業者。
環境衛生関係法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、興行場法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、その他環境衛生にかかる関係法令及び関連通知等
食品衛生関係法令等	食品衛生法、食品表示法、その他食品衛生にかかる関係法令及び関連通知等

感染症関係法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、その他感染症にかかる関係法令及び関連通知等
----------	--

## 1. 目的

協会は、関係機関の協力を得て、「環境衛生対策」「食品衛生対策」「感染症対策」の基本計画を定め、これらを総合的に実施することにより、大阪・関西万博における公衆衛生の保持を図る。

また、協会は、会場内に会場衛生監視センターを設置し、主として大阪市が運営する同センターと連携することにより、会場内の衛生管理を適正に行う。

## 2. 環境衛生対策

### 1. 総則

参加者及び協会は、会場内の衛生の保持に努め、清潔かつ快適な環境を確保し、もって、来場者及び関係従事者の健康の保護を図る。

また、環境衛生関係法令等を遵守しなければならない。

### 2. 開催前の対策

協会は、建築物における衛生的な環境を確保するため、建物及び施設管理者に対し、環境衛生関係法令等を遵守させ、必要な事前調査及び所要の措置を講ずるよう求める。

また、行政機関と協議の上、建築物の確認申請時等に、集団、または、個別指導の機会を確保し、必要な事項に関して、建物及び施設管理者等に共有する。

加えて、参加者及び協会は、それぞれの管理する区域において、ねずみ・衛生害虫等の侵入を防止する構造にするとともに、その発生を防ぐための防除及び清掃に努める。

### 3. 開催期間中の対策

参加者及び協会は、それぞれが管理する区域において、環境衛生関係法令等を遵守するとともに、会場内の衛生保持のために必要な清掃等を行い、衛生的な環境を確保する。

また、会場内の建物は、不特定多数の利用が見込まれることから、協会は、環境衛生関係法令等に基づき、行政機関が行う監視・指導に協力し、必要に応じて立入検査に立会う等、行政機関及び建物及び施設管理者を支援する。

加えて、協会は、ねずみ・衛生害虫等の防除作業について、別途定め、大阪・関西万博の開催期間中、監視・点検体制を整備する。

なお、建築物環境衛生等に起因すると推定される健康被害が発生したときは、協会は建物及び施設管理者及び行政機関と連携し、必要な措置を講ずる。

### 3. 食品衛生対策

#### 1. 総則

食品等事業者及び協会は、会場内での食中毒等の飲食に起因する事故を防止する等、食品の安全性を確保し、もって、来場者及び関係従事者の健康の保護を図る。  
また、食品衛生関係法令等を遵守しなければならない。

#### 2. 食品衛生対策対象施設

本基本計画における対象施設は、会場内における食品取扱施設（その関係施設を含む）の全てとする。

#### 3. 関係機関との連絡調整

協会は、行政機関との連絡調整を図り、食品の衛生管理が円滑にできるよう努める。  
食品取扱施設（その関係施設を含む）及び協会は、食中毒等が発生した場合には、行政機関が行う食中毒発生時の調査等の業務が円滑に遂行されるよう協力する。  
また、大阪・関西万博の開催前及び開催期間中における会場外で行われる食品監視指導においても、関係機関と協力する。

#### 4. 会場内施設の自主的な食品衛生管理体制について

会場内で調理、加工、販売された食品に起因する食中毒等の事故を未然に防止するためには、食品等事業者の自主的な衛生管理の徹底が不可欠である。  
そのため、協会は、食品等事業者の自主的組織を整備する等の取り組みを行うとともに会場衛生監視センターと連携し、自主的な食品衛生管理の徹底を図る。

#### 5. 会場内施設の食品衛生について

協会は、会場内の食品衛生管理を徹底させるため、会場内施設の食品衛生管理及び従事者の衛生管理について必要な事項を別途定める。

#### 6. 会場外調理による事故の防止について

協会は、来場者及び関係従事者により外部から持ち込まれた食品等、会場外で調理、製造等された食品による事故についても関係機関と連携をとる。

## 7. 会場内における食品衛生思想の啓発について

協会は、大阪・関西万博の開催期間中、大阪市が発令する食中毒注意報に連動し、会場内においても、来場者及び関係従事者に注意を促す他、関係機関と連携して、機会をとらえて食品衛生思想の啓発を図る。

## 4. 感染症対策

### 1. 総則

感染症対策については、長期間、日本国内のみならず、海外から数多くの人が来場するという観点から、協会は、環境及び食品衛生対策を含む、法律に定めた感染症予防に関する包括的な対策を講じる。

また、感染症への対処として、会場内における基本的な感染予防対策を徹底し、感染症の拡大を防ぐとともに、開催期間中においては関係機関の協力を得て情報網を整備し、迅速かつ的確な対応により、来場者及び関係従事者の健康の保護を図る。

### 2. 会場内の感染症対策

協会は、感染症の拡大を防ぐため、関係従事者に対し健康管理を励行させるとともに、衛生教育を実施する。

また、感染症の拡大が懸念される場合には、来場者及び関係従事者に対して、必要な対策を講じるよう要請する。

### 3. 感染症発生時の対策

協会は、行政機関が行う公衆衛生対策に協力し、会場内で感染症事案が発生した場合には医療救護活動を行うとともに、会場内の消毒を行う等、不測の事態に備えた体制を整備する。

また、行政機関による積極的疫学調査等に協力する等、感染症関係法令等を遵守しなければならない。